

2025 年 4 月 1 日

公益財団法人 A S B 財団

2025 年度奨学生募集要項

当財団は、長野県内の高校生、高等専門学校生で、経済的な理由で学業に専念できない者に奨学援助を行い、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とします。

1. 応募資格

(1) 長野県内の高校、高等専門学校（以下「高校等」という）に通う学生であること
（全学年対象）

(2) 学業優秀、品行方正である方で、経済的支援を必要とする方

※ 他の奨学金との併用について

① 貸与型奨学金との併用は可

② 給付型奨学金との併用は不可（ただし、国、地方自治体、日本学生支援機構の給付型奨学金及び高校等独自の給付型奨学金との併用は可）

2. 募集期間

2025 年 4 月～2025 年 6 月 20 日

但し、追加募集期間を設ける場合もあります。

3. 奨学金（給付金額・給付方法・給付期間）

(1) 給付金額：月額 20,000 円

(2) 給付期間：2025 年 4 月～高校等の卒業までの期間

(3) 給付時期：1 か月毎に銀行振込により支給（但し、初回は 8 月に 5 か月分を支給）

(4) 奨学金の特徴：給付型の奨学金（返済の義務はありません）

(5) 再応募：不採用となった場合、翌年度以降の新規募集への再応募は可

4. 募集人数

20 名程度（新規募集人数）

5. 応募書類

(1) 奨学生願書（当財団所定用紙、当財団 HP からダウンロードが可能）

(2) 在学学校長の推薦書（当財団所定用紙、当財団 HP からダウンロードが可能）

(3) 成績証明書（前学年末分（ただし 1 年生は中学校第 3 学年末の成績表の写し））

(4) 住民票（世帯全員のもので、世帯主・続柄の記載のあるもの。マイナンバー記載のないもの）

(5) 所得・課税証明書または非課税証明書・住民税決定証明等の原本

※ 市町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの

※ 令和6年1月1日から12月31日までの所得に基づくもの（左記期間の証明書は、市区町村により異なりますが2025年(令和7年)5月下旬から6月初旬以降に取得可能となります。詳しくは、市町村のウェブサイトでご確認ください。）

※ 原則として父母両方の証明書を提出。ただし、離別または死別で父母がいない場合は、応募者の生活を支えている者を含めた証明書の提出を求めることがある。

6. 応募方法

学校長の推薦を経て、学校を通してご応募ください。

※ 推薦・応募は、各校とも1学年につき2名までとさせていただきます。

7. 選考スケジュール

(1) 応募期限 2025年6月20日（必着）

(2) 選考期間 2025年7月中

※書類審査合格者は7月19日（土）又は20日（日）に面談を予定

(3) 決定通知 2025年7月末

(4) 支給開始 2025年8月中

8. 奨学生の義務

当財団の奨学生に選ばれた場合には、以下の事項の履行について、誓約書を提出していただきます。

(1) 奨学生は、奨学金規程を厳守すること。

(2) 今後一層学業に精進し、当奨学財団の期待する奨学生にふさわしい態度と言動をとること。

(3) 奨学金は学業及び学生生活のためだけに使用し、他の目的には使用しないこと。

(4) 毎年3月に活動報告書、成績証明書を提出すること。

(5) 下記の場合、直ちに当財団事務局へ連絡すること。

① 休学、復学、転学または退学する場合

② 停学その他の処分を受けた場合

③ 病気、事故その他の理由により、欠席が3か月以上にわたると見込まれた場合

④ 最短修業年限で卒業できないことが確定した場合

⑤ 他の高校等に編入することが決まった場合

⑥ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があった場合

⑦ 奨学生が他の給付型奨学金の給付を受けることが決定した場合

⑧ 当財団の奨学金を辞退する場合

なお、奨学金給付の休止、停止及び打ち切りについては後掲の「公益財団法人 ASB 財団 奨学金規程 抜粋」をご参照ください。

9. その他

- (1) 奨学生の卒業後の進路その他一切については、本人の自由になります。
- (2) ご送付いただいた応募書類等の個人情報は、奨学金給付及びそれに関する業務の目的以外には使用いたしません。
- (3) 不採用の場合につきましては、応募書類等は当財団で責任をもって破棄いたします。

以上

財団事務局

公益財団法人 ASB 財団 事務局

〒384-8585 長野県小諸市甲 4586 番地 3 日精エー・エス・ビー機械株式会社内

(問合せは当財団事務局へメールにてお願いします。)

e-mail : jmk@asbf.or.jp

HP <https://www.asbf.or.jp>

公益財団法人 ASB 財団 奨学金規程 抜粋

第9条（奨学金給付の休止、停止及び打ち切り）

1. 奨学生が休学した場合、もしくは3か月以上欠席した場合、または次項の(1)～(10)に該当する可能性が認められる場合、当財団は理事会の決議により次回の奨学金の給付を休止または停止することができる。なお、本条でいう「休止」とは給付時期を延期すること、「停止」とは一定期間の給付を行わないこと、「打ち切り」とは奨学金の給付を受ける権利を取り消し、以後の奨学金給付を行わないことをいう。
2. 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合、当財団は理事会の決議により、奨学金の打ち切りを決定することができる。
 - (1) 第12条、第13条に定めた届出の履行を怠った場合
 - (2) 第18条に該当すると認められた場合
 - (3) 各届出、報告、申請内容を偽装した場合
 - (4) 奨学金を支給目的に沿わない用途に使用した場合
 - (5) 進級しなかった場合
 - (6) 学業成績または素行が不良になった場合
 - (7) 奨学金を必要としない理由が生じた場合
 - (8) 疾病、不慮の事故、災難などのために成業の見込みがなくなった場合
 - (9) 第2条に規定する奨学生としての資格がなかったと判明した場合
 - (10) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

第10条（奨学金給付の再開）

第9条第1項の規定により奨学金の給付を休止または停止された者が、休止または停止されるに至った理由が改善され、給付の再開を願い出たときは、当財団は理事会の決議により奨学金の給付を再開することができる。

第11条（奨学金の返還請求）

1. 第9条第2項の規定により奨学金の打ち切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合、第3条第3項の規定にかかわらず、当財団は理事会の決議により支給した奨学金の一部または全部の返還を求めことができ、この場合、当該奨学生は返還を求められた奨学金を直ちに返還しなければならない。
2. 既に奨学金の給付を満了した奨学生について第9条第2項の事実が発覚した場合、第3条第3項の規定にかかわらず、当財団は理事会の決議により支給した奨学金の一部または全部の返還を求めことができ、この場合、当該奨学生は返還を求められた奨学金を直ちに返還しなければならない。

第12条（当財団が求める各種書類の提出）

奨学生は、奨学金給付を受けるにあたり、当財団より各種書類の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

第13条（異動の届出）

奨学生及び保護者が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学する場合
- (2) 停学その他の処分を受けた場合
- (3) 病気、事故その他の理由により、欠席が3か月以上にわたると見込まれた場合
- (4) 最短修業年限で卒業できないことが確定した場合
- (5) 他の高校等に編入することが決まった場合
- (6) 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があった場合
- (7) 奨学生が他の給付型奨学金の給付を受けることが決定した場合
- (8) 当財団の奨学金を辞退する場合

第18条（反社会的勢力の排除）

以下に該当する者は、当財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）である者。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者。